

## グループガバナンスとコンプライアンスへの取り組み

当社において M&A は重要な成長戦略の一つであり、M&A を経てグループ傘下に加わる企業も増えています。グループ全体のガバナンス強化とコンプライアンスの意識啓発と徹底は経営においても最重要課題の一つとして捉えています。過去に発生した事案からの教訓も踏まえ、以下の取り組みを推進しています。

### 1. グループガバナンスの強化

#### (1) 取締役会の機能の充実

当社では、取締役会での審議をより活性化させることを目的として、議案の論点を明確にするための議案確認会を開催しています。議案確認会では、コーポレート管掌取締役、執行役員、常勤監査等委員が出席しています。

また、社外監査等委員も参加している監査等委員会においても、取締役会の議案と議案内容を事前に確認することで、取締役会での審議を活性化できるよう取り組んでいます。

#### (2) 社外取締役の知見や見識を活用するための組織体制

当社では、総務部に社外取締役をサポートする組織を設置しています。また、監査等委員会においても、専従者を含む監査等委員会事務局を配置しています。これら専門組織体制により、監査等委員と社外取締役としての専門性を発揮いただく体制整備を行っています。

#### (3) 取締役・監査等委員・監査法人の連携強化

当社は、取締役と監査等委員、取締役と監査法人、社外取締役と監査法人など、取締役・監査等委員・監査法人間の連携強化を目的として、経営における事業の機会やリスクに係る情報を共有するための定期的なコミュニケーションの場を設けています。

また、監査等委員会は監査法人から監査計画、財務諸表・内部統制監査レビューの報告を受け、会計・内部統制それぞれへの影響を議論するとともに、海外グループ会社の現地監査法人と共有・協議する場を定期的に設けています。

#### (4) 国内外グループ会社の意思決定プロセスの強化

当社では、「グループ会社管理規程」を制定し、親会社での決裁事項とグループ会社における決裁金額・決裁機関を含む決裁事項を規定しております。

また、「グループ会社管理規程」等に基づく国内外グループ会社の執行に係る会議体として、執行役員・監査等委員・社外取締役で構成される「グループ執行会議」を毎月開催しています。

#### (5) 管掌取締役の明確化によるガバナンスの強化

営業とコーポレート(管理)の牽制機能の強化を目的として、営業管掌の取締役と執行役員及びコーポレート管掌の取締役と執行役員をそれぞれ任命しています。またグループ会社による親会社へのレポートラインについてはグループ経営に与える重要性や事業活動の実態や変化に応じて見直しを行なっています。

#### (6) 内部監査機能の強化

内部監査の独立性を確保する観点から、監査部門は監査等委員会管掌の組織として設置しています。

また、拡大する業務領域への内部監査機能の強化を目的として、監査部門の人員体制を7名(2017年3月末)から11名(2024年4月時点)に増強しています。監査部門のメンバーには財務経験や監査資格を保有する人材で構成し業務監査を実行しています。グループ会社の内部監査をより効果的に行なうために、リスクアプローチ型監査を採用しています。

さらに、四半期ごとに開催しているグループ監査役連絡会に監査部門が出席しています。グループ会社の取締役会にはグループ監査役が出席し、重要リスクを把握しています。また、グループ会社の各監査役活動の取り組みもグループ監査役連絡会にて共有することで、監査の強化に努めています。

## 2. コンプライアンス意識啓発と徹底

### (1) コンプライアンス委員会の設置

当社は管理本部担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、四半期ごとに開催しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス事項に関する議論のほか、コンプライアンスに係る取組活動やコンプライアンス・リスクが報告されています。

コンプライアンス委員会では、事務局であるコンプライアンス部門が中心となって、役職員へのコンプライアンス研修を企画・実行しています。また、あらかじめ定めた推進責任者と推進担当者を通じて国内外グループ全体のコンプライアンス意識啓発と徹底を図っています。具体的には、コンプライアンスマニュアルとコンプライアンス事例集の作成及び周知活動、グループ全体の役職員に対する全社共通テーマの研修、各事業の法規制に沿ったテーマの研修、メールマガジンの定期的配信等を行っています。加えて、毎年コンプライアンス意識調査を実施すると

もに、結果をグループ会社にフィードバックすることでコンプライアンス意識に対する課題の把握と対応策の策定を行なっています。

## (2) コンプライアンス推進活動

当社は「即一報」「Bad News First」をコンプライアンスの取り組みの基本方針とし、コーポレート管掌取締役やコンプライアンス委員会委員長からグループ会社に対して定期的に周知徹底しています。

また、経理部門はすべてのグループ会社の経理担当者を対象とするグローバル経理研修会を開催しています。当社の過去の不祥事と再発防止策を共有するとともに、国内外グループ会社の経理担当役職員の決算業務における意識改革と教育を実施しています。

## (3) 内部通報制度の整備充実

当社は内部通報制度を設けており、窓口をコンプライアンス委員会事務局と監査等委員会事務局とする2つの通報システムを整備しています。通報対象はコンプライアンス違反又はその疑いとし、多言語に対応することで、グループの役職員であれば誰でも利用することができる仕組みとなっています。内部通報がなされた事案につきましては、内部通報者に対する不利益な取り扱いから保護するとともに、各窓口が関係部署を通じて事実を確認し、解決を図るべく対策を講じています。